

## 静岡産業大学経済援助奨学金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で、修学の意思があるにもかかわらず、家計急変等の経済的理由により修学が困難な者（「静岡産業大学外国人留学生規程」第2条（定義）の規定に定める外国人留学生を除く。）に対して、経済援助奨学金（以下「奨学金」という。）の給付を行い、修学継続を援助することを目的とする。

(経済的理由の定義)

第2条 家計急変等の経済的理由とは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 主たる家計支持者の死亡、疾病、事故、失職等
- (2) 地震、火災、風水害等の災害
- (3) その他本学が認めた経済的理由

(申請資格)

第3条 奨学金の給付を申請できる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、特待生に選考されている者は除く。

- (1) 家計急変の事由発生が入学後で、かつ、申請まで概ね1年以内である者
- (2) 現在、貸与奨学金（月額5万円以上）を受けているか、または今年度中に出願する貸与奨学金（月額5万円以上）が採用見込みである者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金の家計基準を満たす者
- (4) 1年次生にあつては前期に15単位以上を、また、2年次生にあつては30単位以上、3年次生にあつては50単位以上、4年次生にあつては90単位以上をそれぞれ前学年の後期までに修得している者

(給付額等)

第4条 奨学生は、各学部各年度5名以内とし、授業料等充当資金として一人あたり20万円を一括給付する。

(申請手続等)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、1年ごとに申請しなければならない。

2 前項により申請する者は、7月末日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 給付申請書（様式第1号）

- (2) 生計を共にする家族の所得証明書
  - (3) 給付を必要とする家計急変等の事実を証明する公的な書類
  - (4) その他必要とされる書類
- (選考)

第6条 奨学生は、学生委員会が書類と面接により選考を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 前項により決定した奨学生は、所定の期日までに誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第7条 奨学生は次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金を返還しなければならない。

- (1) 休学または退学したとき
- (2) 除籍または懲戒処分を受けたとき
- (3) 貸与奨学金を辞退または基準となる金額を下回ったとき
- (4) 申請書類に虚偽の申請があったと認められたとき
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき

(庶務)

第8条 奨学金に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課が行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。